

告 示

埼玉県告示第千五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
さくら薬局 所 沢松葉町店	名 称	新所沢薬局	さくら薬局 所 沢松葉町店
さくら薬局 所 沢小手指店	名 称	みなみ薬局	さくら薬局 所 沢小手指店
さくら薬局 狭 山中央店	名 称	狭山中央薬局	さくら薬局 狭 山中央店
共創未来 ふじ み野薬局	名 称	フアーマみらい ふじ み野薬局	共創未来 ふじ み野薬局

二 指定施術機関

氏名	吉田 善行	大山 泰弘	山岸 克也
変更事項	施術所	施術所	施術所
	変更前	所在地	所在地
変更後	草加市弁天一―二 九―八 シティプラ ザ弁天一―A	東松山市日吉町一 一―一五	みどりの丘 行田在 宅マッサージ 山岸 克也
草加市弁天一―二 六―三二	東松山市東平六九 八―六	鍼・灸・マッサージ みどりの丘	